

22動薬3348号
平成22年11月30日

社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長



「薬事法関係事務の取扱いについて」の一部改正について

「薬事法関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）の記の3の（1）においては、動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林省告示第637号）第2条第1項に基づき、病原微生物に該当する標準製剤等を配布する場合の具体的な手続等について定めているところです。

今般、同通知の記の3の（1）の1）の「病原微生物に該当する標準製剤等」について、下記のとおり改正したので、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

記

- 1 「⑨ 豚丹毒菌強毒菌株」を「⑨ 豚丹毒菌菌株」としたこと。
- 2 ⑩から⑱までの項番号を1ずつ繰り下げ、⑨の次に「⑩ 豚丹毒菌 NVAL82-875 株」を追加したこと。
- 3 ⑱の次に「⑳ 家畜衛生微生物株」を追加したこと。

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 標準製剤等の配布について 動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林省告示第637号。以下「配布規程」という。）第2条第1項に基づき病原微生物に該当する標準製剤等及び常用標準抗生物質の配布を受けようとする場合及び外国製造業者への配布に関する具体的な手続は、次によることとする。</p> <p>(1) 病原微生物の配布について</p> <p>1) 病原微生物に該当する標準製剤等 配布規程第2条第1項に定める別表の上欄に掲げる標準製剤等のうち、病原微生物に該当するものは次のとおりとする。</p> <p>① イバラキ病ウイルス No. 2 株</p> <p>② 牛ウイルス性下痢-粘膜ウイルス No. 1 2 株</p> <p>③ 牛ウイルス性下痢-粘膜ウイルス Nose 株</p> <p>④ 牛伝染性鼻気管炎ウイルス No. 7 5 8 株</p> <p>⑤ 牛流行熱ウイルス YHL 株</p> <p>⑥ 豚コレラウイルス ALD 株</p> <p>⑦ 日本脳炎ウイルス中山株葉検株</p> <p>⑧ 豚伝染性胃腸炎ウイルス静岡株</p> <p>⑨ <u>豚丹毒菌株</u></p> <p>⑩ <u>豚丹毒菌 NVAL82-875 株</u></p> <p>⑪ 豚丹毒菌藤沢株</p> <p>⑫ ジステンパーウイルススナイダー・ヒル株</p> <p>⑬ 犬パルボウイルス Y-1 株</p> <p>⑭ 狂犬病ウイルス CVS 株</p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 標準製剤等の配布について 動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林省告示第637号。以下「配布規程」という。）第2条第1項に基づき病原微生物に該当する標準製剤等及び常用標準抗生物質の配布を受けようとする場合及び外国製造業者への配布に関する具体的な手続は、次によることとする。</p> <p>(1) 病原微生物の配布について</p> <p>1) 病原微生物に該当する標準製剤等 配布規程第2条第1項に定める別表の上欄に掲げる標準製剤等のうち、病原微生物に該当するものは次のとおりとする。</p> <p>① イバラキ病ウイルス No. 2 株</p> <p>② 牛ウイルス性下痢-粘膜ウイルス No. 1 2 株</p> <p>③ 牛ウイルス性下痢-粘膜ウイルス Nose 株</p> <p>④ 牛伝染性鼻気管炎ウイルス No. 7 5 8 株</p> <p>⑤ 牛流行熱ウイルス YHL 株</p> <p>⑥ 豚コレラウイルス ALD 株</p> <p>⑦ 日本脳炎ウイルス中山株葉検株</p> <p>⑧ 豚伝染性胃腸炎ウイルス静岡株</p> <p>⑨ <u>豚丹毒菌強毒株</u></p> <p>⑩ 豚丹毒菌藤沢株</p> <p>⑪ ジステンパーウイルススナイダー・ヒル株</p> <p>⑫ 犬パルボウイルス Y-1 株</p> <p>⑬ 狂犬病ウイルス CVS 株</p>

⑮ 狂犬病ウイルス西ヶ原株

⑯ 鶏痘ウイルス中野株

⑰ ニューカッスル病ウイルス佐藤株

⑱ 鶏伝染性喉頭気管炎ウイルス NS175 株

⑲ ラクトコッカス・ガルピエ KG9502 株

⑳ 家畜衛生微生物株

2) 略

3) 略

(2) 略

(3) 略

4 略

⑭ 狂犬病ウイルス西ヶ原株

⑮ 鶏痘ウイルス中野株

⑯ ニューカッスル病ウイルス佐藤株

⑰ 鶏伝染性喉頭気管炎ウイルス NS175 株

⑱ ラクトコッカス・ガルピエ KG9502 株

2) 略

3) 略

(2) 略

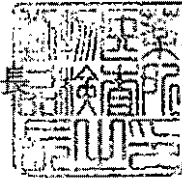
(3) 略

4 略

22動薬3348号
平成22年11月30日

北海道農政部長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長



「薬事法関係事務の取扱いについて」の一部改正について

別紙のとおり、社団法人 日本動物用医薬品協会理事長あて通知しましたので、
貴管下関係業者に周知方よろしく申し上げます。